

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

香川県知事 浜田惠造

香川県規則第6号

建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

(建築基準法施行細則の一部改正)

第1条 建築基準法施行細則(平成20年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 確認申請書 法第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書をいう。 (5) 計画通知書 法第18条第2項(法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知書をいう。	(定義) 第2条 略 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 略 (4) 確認申請書 法第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書をいう。 (5) 計画通知書 法第18条第2項(法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知書をいう。
(確認申請手数料等の免除又は減額) 第7条 略 (1) 法第18条第2項、第16項及び第19項(これらの規定を法第87条第1項、 <u>第87条の4</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部512の項、513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料 (2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで(これらの規定のただし書に限る。)及び <u>第16項</u> 、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、 <u>第5項</u> 及	(確認申請手数料等の免除又は減額) 第7条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。 (1) 法第18条第2項、第16項及び第19項(これらの規定を法第87条第1項、 <u>第87条の2</u> 並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第2表 手数料の部512の項、513の項、514の項及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料 (2) 法第18条第24項第1号及び第2号、第43条第2項第1号及び第2号、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第14項まで(これらの規定のただし書に限る。)、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び <u>第5項</u> 第3号、第

び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項及び第6項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項並びに第87条の3第5項及び第6項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2第2項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の4の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（確認申請書等に添えるべき図書）

第9条 略

2・3 略

4 施行規則第1条の3第1項の表2の(21)項及び(61)項の(ろ)欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書は、工場・事業調書（第5号様式）によるものとする。

（既存不適格建築物等の増築等の確認申請書等に添える調書）

第10条 施行規則第1条の3第1項の表2の(61)項の(ろ)欄に掲げる既存不適格調書は、不適格建築物調書（第6号様式）によるものとする。

2 略

3 施行規則第3条第2項第1号ロに掲げる図書のうち第1条の3第1項の表2の(61)項の(ろ)欄に掲げる図書は、不適格工作物調書によるものとする。

53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の3第2項、第68条の5の5第1項及び第2項、第68条の5の6、第68条の7第5項、第85条第5項及び第6項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（これらの規定を法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第8条ただし書（条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」という。）に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の4の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

2・3 略

（確認申請書等に添えるべき図書）

第9条 略

2・3 略

4 施行規則第1条の3第1項の表2の(22)項及び(63)項の(ろ)欄に掲げる危険物の数量表及び工場・事業調書は、工場・事業調書（第5号様式）によるものとする。

（既存不適格建築物等の増築等の確認申請書等に添える調書）

第10条 施行規則第1条の3第1項の表2の(63)項の(ろ)欄に掲げる既存不適格調書は、不適格建築物調書（第6号様式）によるものとする。

2 略

3 施行規則第3条第2項第1号ロに掲げる図書のうち第1条の3第1項の表2の(63)項の(ろ)欄に掲げる図書は、不適格工作物調書によるものとする。

(意見の聴取)

第14条 略

2 前項の意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは法第48条第17項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公告した事項に利害関係を有する者（以下「被意見聴取者」という。）は、意見の聴取の期日に自ら出頭し、又はその代理人を出頭させなければならない。

3～10 略

(建築物の定期報告)

第16条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 令第16条第1項第3号の建築物のうち、ホテル、旅館、百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 每年4月1日から9月30日まで

(4) 略

ア ホテル、旅館、百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（前号の建築物を除く。）

イ 略

ウ キャバレー、咖啡、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物

(5)・(6) 略

(意見の聴取)

第14条 略

2 前項の意見の聴取を行うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは法第48条第16項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により公告した事項に利害関係を有する者（以下「被意見聴取者」という。）は、意見の聴取の期日に自ら出頭し、又はその代理人を出頭させなければならない。

3～10 略

(建築物の定期報告)

第16条 略

2 施行規則第5条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1)・(2) 略

(3) 令第16条第1項第3号の建築物のうち、ホテル又は旅館の用途に供するもので、地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 每年4月1日から9月30日まで

(4) 令第16条第1項第3号の建築物のうち、次に掲げるもの 平成28年を始期とし、2年ごとの4月1日から9月30日まで

ア ホテル又は旅館の用途に供する建築物（前号の建築物を除く。）

イ 略

(5)・(6) 略

(7) 令第16条第1項第5号の建築物のうち、百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供するもので、地階に当該用途に供する居室部分があるもの又は3階以上を当該用途に供するもので当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 每年4月1日から9月30日まで

(8) 令第16条第1項第5号の建築物（前号の建築物を除く。） 平成28年を始期とし、2年ごとの4月1日から9月30日まで

(7) 略
3・4 略

(建築設備等及び昇降機等の定期報告)

第17条 略

2 略

(1) 令第16条第3項第1号の昇降機 当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（平成28年6月1日前に設置した小荷物専用昇降機にあっては、当該小荷物専用昇降機を設置した日）の属する月に応当する毎年の当該月の前1月間

(2)・(3) 略

3～5 略

別表（第11条関係）

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
1～8 略			
9	条例第14条の規定が適用される建築物	略	
	条例第14条第4項の規定が適用される建築物	略	
	令第112条第2項の規定が適用される建築物	略	
	耐火構造等の構造詳細図	令第112条第2項に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
10～13 略			
14	条例第19条の規定が適用される建築物	略	
	令第112条第2項の規定が適用	略	
	耐火構造	令第112条第2項に	

(9) 略
3・4 略

(建築設備等及び昇降機等の定期報告)

第17条 略

2 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築設備等の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 令第16条第3項第1号の昇降機 当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日（平成28年6月1日前に設置した小荷物専用昇降機にあっては、当該小荷物専用昇降機を設置した日）の属する月に応当する毎年の当該月の前1月間

(2)・(3) 略

3～5 略

別表（第11条関係）

	(あ)建築物の区分	(い)図書	(う)明示すべき事項
1～8 略			
9	条例第14条の規定が適用される建築物	略	
	条例第14条第4項の規定が適用される建築物	略	
	令第129条の2の3の規定が適用される建築物	略	
	耐火構造等の構造詳細図	令第129条の2の3第1項第1号に規定する部分及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	
10～13 略			
14	条例第19条の規定が適用される建築物	略	
	令第129条の2の3の規定が適用	略	
	耐火構造	令第129条の2の3	

	される建築物	等の構造 詳細図	規定する部分及び防 火設備の断面の構造、 材料の種別及び寸法
	令第112条第18 項の規定が適用 される建築物	略	

15~17 略

18 条 例 第 23 条 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	略		
	条例第23条第2項の 規定が適用される建 築物	略	
	略		
	令第129条第1 項の規定が適用 される建築物	略	
		室内仕上 げ表	令第128条の5に規 定する部分の仕上げ の材料の種別及び厚 さ
		略	
	階避難安 全検証法 により検 証した際 の計算書	略	令第129条第3項第 1号に規定する居室 避難時間及びその算 出方法
		令第129条第3項第 2号に規定する居室 煙降下時間及びその 算出方法	
		令第129条第3項第 4号に規定する階避 難時間及びその算出 方法	
		令第129条第3項第 5号に規定する階煙	

	用される建築物	等の構造 詳細図	第1項第1号口に規 定する部分及び防火 設備の断面の構造、 材料の種別及び寸法
	令第112条第13 項の規定が適用 される建築物	略	

15~17 略

18 条 例 第 23 条 の 規 定 が 適 用 さ れ る 建 築 物	略		
	条例第23条第2項の 規定が適用される建 築物	略	
	略		
	令第129条の2 第1項の規定が 適用される建築 物	略	
		室内仕上 げ表	令第129条に規定す る部分の仕上げの材 料の種別及び厚さ
		略	
	階避難安 全検証法 により検 証した際 の計算書	略	令第129条の2第3 項第1号に規定する 居室避難時間及びそ の算出方法
		令第129条の2第3 項第2号に規定する 居室煙降下時間及び その算出方法	
		令第129条の2第3 項第4号に規定する 階避難時間及びそ の算出方法	
		令第129条の2第3 項第5号に規定する	

		降下時間及びその算出方法			階煙降下時間及びその算出方法
条例第23条第3項の規定が適用される建築物	略		条例第23条第3項の規定が適用される建築物	略	
令第129条の2第1項の規定が適用される建築物	略 室内仕上げ表	令第128条の5に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	令第129条の2第1項の規定が適用される建築物	略 室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
	略			略	
全館避難安全検証法により検証した際の計算書	略 令第129条第3項第1号に規定する居室避難時間及びその算出方法 令第129条第3項第2号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法 令第129条第3項第4号に規定する階避難時間及びその算出方法 令第129条第3項第5号に規定する階煙降下時間及びその算出方法 令第129条の2第4項第2号に規定する全館避難時間及びその算出方法 令第129条の2第4項第3号に規定する		全館避難安全検証法により検証した際の計算書	略 令第129条の2第3項第1号に規定する居室避難時間及びその算出方法 令第129条の2第3項第2号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法 令第129条の2第3項第4号に規定する階避難時間及びその算出方法 令第129条の2第3項第5号に規定する階煙降下時間及びその算出方法 令第129条の2の2第3項第2号に規定する全館避難時間及びその算出方法 令第129条の2の2第3項第3号に規定する	

				全館煙降下時間及び その算出方法
19~21	略			

				する全館煙降下時間 及びその算出方法
19~21	略			

第6号様式（第10条、第22条、第23条関係）

(その1) 略

(その2)

(日本工業規格A列4番)

3 既存不適格建築物等の概要（棟単位）		() 棟					
着工年月日	構造						
確認年月日・番号	階数						
検査済証年月日・番号	用途						
基準時年月日	不適格の理由	公共事業	その他				
不適格の条項及び内容							
		基準時： A	現在：B	申請による増減： C	合計：B + C = D	D/A	基準時の上限
床面積・原動機の出力・機械の台数及び容器等の容量	建築物の高さ	m	m	m	m	m	
	建築面積	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	延べ床面積	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	不適格床面積	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	自動車車庫等の面積	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	建築基準法第20条に係る不適格建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	建築基準法第26条、第27条、第61条に係る不適格建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	建までに適合しない法第48条の第1項に係る建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	建までに適合しない法第48条の第1項に係る建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	その他の用途()	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
適合する部分	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2		
合計	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2		
適合しない原動機の出力	kw	kw	kw	kw	kw		
適合しない機械の台数	台	台	台	台	台		
適合しない容器等の容量	L	L	L	L	L		
建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2		
その他の条項()							
その他の							

注意 1 棟が複数の場合は、各棟ごとに作成してください。

2 「建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物」の欄については、車庫を含む床面積を記入してください。

3 配置図及び間取り図（縮尺200分の1程度のシングルラインで、各室の床面積が算定できるように寸法を明示し、不適格部分が判別できるように赤色で明示したもの）を添付してください。

第6号様式（第10条、第22条、第23条関係）

(その1) 略

(その2)

(日本工業規格A列4番)

3 既存不適格建築物等の概要（棟単位）		() 棟					
着工年月日	構造						
確認年月日・番号	階数						
検査済証年月日・番号	用途						
基準時年月日	不適格の理由	公共事業	その他				
不適格の条項及び内容							
		基準時： A	現在：B	申請による増減： C	合計：B + C = D	D/A	基準時の上限
床面積・原動機の出力・機械の台数及び容器等の容量	建築物の高さ	m	m	m	m	m	
	建築面積	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	延べ床面積	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	不適格床面積	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	自動車車庫等の面積	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	建築基準法第20条に係る不適格建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	建築基準法第26条、第27条、第61条及び第62条第1項に係る不適格建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	建までに適合しない法第48条の第1項に係る建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	建までに適合しない法第48条の第1項に係る建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
	その他の用途()	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	
適合する部分	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2		
合計	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2		
適合しない原動機の出力	kw	kw	kw	kw	kw		
適合しない機械の台数	台	台	台	台	台		
適合しない容器等の容量	L	L	L	L	L		
建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2		
その他の条項()							
その他の							

注意 1 棟が複数の場合は、各棟ごとに作成してください。

2 「建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物」の欄については、車庫を含む床面積を記入してください。

3 配置図及び間取り図（縮尺200分の1程度のシングルラインで、各室の床面積が算定できるように寸法を明示し、不適格部分が判別できるように赤色で明示したもの）を添付してください。

第19号様式（第23条関係）

(その1)～(その3) 略

注意事項（表面）

（日本工業規格A4列4番）

（注意）

- 1 各面共通関係
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 2 第一面関係
 - ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときはその名称を書き、建築士事務所に属していないときは所在地は設計者の住所を書いてください。
 - ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ⑤ ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 第二面関係
 - ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
 - ② 3欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
 - ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
 - ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
 - ⑤ 6欄の「ア」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「ア」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「ア」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
 - ⑥ 6欄の「イ」、「ウ」及び「エ」は、「ア」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
 - ⑦ 6欄の「オ」(1)は、「ア」(1)の合計とし、「オ」(2)は、「ア」(2)の合計とします。
 - ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「カ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
 - ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「ク」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
 - ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「キ」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
 - ⑪ 7欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
 - ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。

注意事項（裏面） 略

第19号様式（第23条関係）

(その1)～(その3) 略

注意事項（表面）

（日本工業規格A4列4番）

（注意）

- 1 各面共通関係
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 2 第一面関係
 - ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときはその名称を書き、建築士事務所に属していないときは所在地は設計者の住所を書いてください。
 - ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
 - ⑤ ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 第二面関係
 - ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
 - ② 3欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
 - ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
 - ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
 - ⑤ 6欄の「ア」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「ア」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「ア」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
 - ⑥ 6欄の「イ」、「ウ」及び「エ」は、「ア」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
 - ⑦ 6欄の「オ」(1)は、「ア」(1)の合計とし、「オ」(2)は、「ア」(2)の合計とします。
 - ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「カ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
 - ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「ク」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
 - ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「キ」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
 - ⑪ 7欄は、別添の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
 - ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「」マークを入れてください。

注意事項（裏面） 略

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第2条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表3 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項					別表3 (第3条、第4条関係) 小豆総合事務所の個別決裁事項				
課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分 所長等 次長 課長等	課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分 所長等 次長 課長等
略									
用 地 管 理 課	1～14 略				用 地 管 理 課	1～14 略			
15 建築 基準法 関係事 務 法…建 築 基 準 法	(1) 検査済証の交 付を受ける前にお ける建築物等の仮 使用を認定するこ と。 (法7条の6 第1項1号、18条 24項1号、 <u>87条の</u> <u>4、88条1項・2 項)</u>	略			15 建築 基準法 関係事 務 法…建 築 基 準 法	(1) 検査済証の交 付を受ける前にお ける建築物等の仮 使用を認定するこ と。 (法7条の6 第1項1号、18条 24項1号、 <u>87条の</u> <u>2、88条1項・2 項)</u>	略		
政…建 築 基 準 法 施 行 令 条…建 築 基 準 法 施 行	(2)～(11) 略 (12) <u>既存の一の建 築物を二以上の工 事に分けて用途の 変更を行う場合の 当該二以上の工事 の全体計画若しく はその変更を認定 し、又はその認定 を取り消すこと。 (法87条の2第1 項・2項)</u>	○			政…建 築 基 準 法 施 行 令 条…建 築 基 準 法 施 行	(2)～(11) 略			
	(13) <u>建築物の用途 を変更して災害救 助用建築物又は公</u>	○							

	条例	益的建築物として使用する場合において、3月を超える使用を許可すること。(法87条の3第4項)					条例	
		(14) 建築物の用途を変更して興行場等又は特別興行場等として使用する場合において、その使用を許可すること。(法87条の3第5項・6項)	○					
		(15)～(17) 略					(12)～(14) 略	
	16～24	略					16～24	略

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基準法関係事務 (高松土木事務所管内を除く。) 法…建築基準法 政…建築	(1) 檢査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用を認定すること。(法7条の6第1項1号、18条24項1号、87条の4、88条1項・2項) (2)～(11) 略 (12) 既存の一の建築物を二以上の工事に分けて用途の変更を行う場合の当該二以		○	

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基準法関係事務 (高松土木事務所管内を除く。) 法…建築基準法 政…建築	(1) 檢査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用を認定すること。(法7条の6第1項1号、18条24項1号、87条の2、88条1項・2項) (2)～(11) 略			

基準 法施 行令 条…建築 基準 法施 行條 例	上の工事の全体計画若しくは その変更を認定し、又はその 認定を取り消すこと。 (法87条の2第1項・2項)				基準 法施 行令 条…建築 基準 法施 行條 例	
	(13) 建築物の用途を変更し て災害救助用建築物又は公 益的建築物として使用する 場合において、3月を超え る使用を許可すること。(法 87条の3第4項)	○				
	(14) 建築物の用途を変更し て興行場等又は特別興行場 等として使用する場合にお いて、その使用を許可する こと。(法87条の3第5項 ・6項)	○				
	(15)～(17) 略					
	20～26 略					(12)～(14) 略
32 略					20～26 略	
32 略						

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第3条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正す
る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第3条関係） 1～35 略 36 特例条例別表第 2の36の項の規則 で定める書類	別表第2（第3条関係） 1～35 略 36 特例条例別表第 2の36の項の規則 で定める書類
略	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下 この項において「法」という。）、建築基準 法施行令（昭和25年政令第338号。以下この 項において「政令」という。）及び建築基準 法施行条例（昭和30年香川県条例第8号。以 下この項において「条例」という。）に基づ

(1) 略

(2) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項、第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第5項及び第6項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定による許可の申請に係る書類

(3) 略

(4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5各項、第68条の5の6、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項、第86条の8第1項及び第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）並びに第87条の2第1項の規定による認定の申請に係る書類

(5) 略

(6) 政令第131条の2第2項及び第3項並びに政令第137条の16第2号の規定による認定の申請に係る書類

く書類のうち、次に掲げるもの

(1) 略

(2) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の3第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第5項及び第6項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可の申請に係る書類

(3) 略

(4) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5各項、第68条の5の6、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項の規定による認定の申請に係る書類

(5) 略

(6) 政令第131条の2第2項及び第3項の規定による認定の申請に係る書類

(7) 略

(7) 略

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成20年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第8号様式（第9条関係）

第8号様式（第9条関係）

(表面)
特例認定申請書

(日本工業規格A列4番)

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名 [㊞]
(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第9条の規定により、特定建築物に設置するエレベーターについての建築基準法の特例の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	消防関係同意欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者印		担当者印	

1 特定建築物に関する事項

特定建築物の名称			
特定建築物の所在地			
主要用途			
構造・階数	造・地上 階、地下 階		
新築の時期	年 月		
延べ面積	申請に係る部分	申請に係る部分 以外の部分	合計
	m ²	m ²	m ²
備考			

2 申請に係るエレベーターの概要に関する事項

エレベーターの種別			
エレベーターの仕様	定員	人	定格速度 m／分

第8号様式（第9条関係）

第8号様式（第9条関係）

(表面)
特例認定申請書

(日本工業規格A列4番)

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名 [㊞]
(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第9条の規定により、特定建築物に設置するエレベーターについての建築基準法の特例の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	消防関係同意欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者印		担当者印	

1 特定建築物に関する事項

特定建築物の名称			
特定建築物の所在地			
主要用途			
構造・階数	造・地上 階、地下 階		
新築の時期	年 月		
延べ面積	申請に係る部分	申請に係る部分 以外の部分	合計
	m ²	m ²	m ²
特例適用規定	<input type="checkbox"/> 建築基準法第27条第1項 <input type="checkbox"/> 建築基準法第61条 <input type="checkbox"/> 建築基準法第62条第1項		
備考			

2 申請に係るエレベーターの概要に関する事項

エレベーターの種別			
エレベーターの仕様	定員	人	定格速度 m／分

(裏面)

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項第1号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準に関する事項

項目	基 準	状 況	摘要
エレベーターの設置に 係る特定建築物の主要 構造部の部分の構造	特定建築物の壁、柱、床及びはりが、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。	適・否	
エレベーターの昇降路	出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のもので、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。	適・否	

4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項第2号の主務省令で定める安全上の基準に関する事項

項目	基 準	状 況	摘要
エレベーターの制御方 法	エレベーターのかご内及び乗降ロビーにそれぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。	適・否	
	乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造であること。	適・否	
エレベーターの作動状 態の監視方法	エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造であること。	適・否	
	かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられていること。	適・否	

5 エレベーターの設置の事業に関する事項

事業着手予定年月日	年 月 日		
事業完了予定年月日	年 月 日		
設 計 者	() 級建築士 () 登録第 号 その他 () 氏名 () 級建築士事務所 () 知事登録第 号 その他 () 会社名 所在地		
代理者 連絡先	住 所	法 人 名	
	氏 名	電話番号	

注意

- 「備考」の欄は、特定建築物に関して建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けた場合における当該検査済証の交付年月日及び番号を記載してください。
- 「設計者」の欄は、設計者の氏名及びその者の有する資格並びに当該設計者の所属する会社の名称、所在地及び登録事項について、具体的に記入してください。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(裏面)

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項第1号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準に関する事項

項目	基 準	状 況	摘要
エレベーターの設置に 係る特定建築物の主要 構造部の部分の構造	特定建築物の壁、柱、床及びはりが、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。	適・否	
エレベーターの昇降路	出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のもので、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。	適・否	

4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項第2号の主務省令で定める安全上の基準に関する事項

項目	基 準	状 況	摘要
エレベーターの制御方 法	エレベーターのかご内及び乗降ロビーにそれぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置が設けられていること。	適・否	
	乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造であること。	適・否	
エレベーターの作動状 態の監視方法	エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造であること。	適・否	
	かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられていること。	適・否	

5 エレベーターの設置の事業に関する事項

事業着手予定年月日	年 月 日		
事業完了予定年月日	年 月 日		
設 計 者	() 級建築士 () 登録第 号 その他 () 氏名 () 級建築士事務所 () 知事登録第 号 その他 () 会社名 所在地		
代理者 連絡先	住 所	法 人 名	
	氏 名	電話番号	

注意

- 「備考」の欄は、特定建築物に関して建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けた場合における当該検査済証の交付年月日及び番号を記載してください。
- 「設計者」の欄は、設計者の氏名及びその者の有する資格並びに当該設計者の所属する会社の名称、所在地及び登録事項について、具体的に記入してください。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の建築基準法施行細則第6号様式及び第19号様式並びに第4条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第8号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。